

尾道市立大学研究インテグリティの確保に関する規程

令和7年4月1日

規程第353号

(目的)

第1条 この規程は、尾道市立大学学則（平成24年規程第1号）第15条に基づき、尾道市立大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置き、組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者 教員、学生等本学において研究活動を行う全ての者をいう。
- (2) 研究インテグリティ 研究活動の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して確保が求められる研究の健全性及び公正性をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備する。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について本学に開示を行う。

- 2 前項の必要な情報については、別に定める。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第5条 本学に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括する研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

- 2 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、学長をもって充てる。

(所掌事項)

第6条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (5) その他本学の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

(組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者
- (2) 副学長、学部・学科長
- (3) 上記以外の研究インテグリティ・マネジメント統括責任者が指名する執行部会議委員

- 2 委員の任期は、各職務の任期とする。

(会議)

第8条 委員会に委員長を置き、委員長は前条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

- 2 委員会は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 5 委員会は、出席委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第10条 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させる必要があるとき又は第14条に規定する相談窓口で受け付ける相談事項等に関する研究インテグリティ確保のためのリスク評価を行わせる必要があるときは、委員会に専門委員会を置く。

- 2 専門委員会は、研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項の調査審議並びに規程第14条に規定する相談窓口で受け付ける相談事項等に関する研究インテグリティ確保のためのリスク評価を実施する。
- 3 専門委員会は、前項に定める調査審議及びリスク評価の結果について、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者に報告する。

(専門委員会組織)

第11条 専門委員会は、委員会の委員に研究インテグリティ・マネジメント統括責任者が指名する専門分野の教員を加えて、組織する。

(専門委員会の会議)

第12条 専門委員会に委員長を置き、委員長は第7条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

- 2 専門委員会は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 専門委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 5 専門委員会は、出席委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第13条 委員会及び専門委員会の事務は、総務課において処理する。

(相談窓口)

第14条 本学に、研究インテグリティの確保に関する相談等を受け付けるため、相談窓口を置く。

- 2 前項の相談窓口を担当者を置き、総務課係長をもって充てる。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。